平成２２年（フ）第１２２号
島根県八束郡東出雲町大字出雲郷666番地
破産者　亡前島悌相続財産
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０５号
松江市青葉台11番２号
破産者　河角　　進
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０６号
松江市青葉台11番２号
破産者　河角　典子
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１５号
島根県松江市西津田９丁目９番20号
破産者　有限会社河進建設
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９６号
栃木県真岡市久下田西５丁目17番地５
破産者　櫻井　文夫
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３５号
栃木県小山市城北２丁目17番地１　カルネドール106号、開始決定時の住所栃木県小山市城北２丁目21番地８　フォンテーヌブローB棟203号室
破産者　山下　貞雄
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４４号
栃木県小山市喜沢字海道間704番１、商業登記簿上の本店所在地栃木県小山市本郷町１丁目７番15号
破産者　有限会社珈琲舎来
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４５号
栃木県小山市大字羽川10番地10　村井アパート202号、前住所栃木県小山市大字喜沢704番地１
破産者　大嶋　　等
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６４７号
千葉市中央区宮崎町47番地１　ライオンズマンション蘇我５―602号
破産者　山本　孝夫
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１９１号
熊本県人吉市願成寺町1411番地の３
破産者　株式会社瀬戸食品
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５２５号
盛岡市中ノ橋通１丁目７番４号
破産者　株式会社まつばや
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２３５号
茨城県筑西市小川1114番地
破産者　大成化工株式会社
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３２８号
茨城県つくば市手子生910番地の２
破産者　有限会社岡田工機
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５１２号
千葉市花見川区千種町253番地５
破産者　吉田　儀昭
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５１８号
千葉県市川市大町276―12　Ｂ棟１号室、開始決定時の住所千葉県市川市大野町４丁目2851番地の11
破産者　宮村美智子
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５２６号
千葉県市川市相之川３丁目10番13号　ハイツ幸101号
破産者　新垣　清光
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４号
千葉県鴨川市内浦1323番地５
破産者　藤後　全男
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２４９７号
横浜市神奈川区反町２丁目15番地13
破産者　株式会社京映エージェンシー
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１４号
静岡市駿河区敷地２丁目４番６号
破産者　株式会社マルウチメンテナンス
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９２８号
愛知県春日井市六軒屋町３丁目147番地
破産者　株式会社岩本建設
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１５３号
名古屋市北区山田４丁目17番５号
破産者　有限会社富永建築塗装
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２６４号
愛知県東海市加木屋町中井道58番地の５
破産者　有限会社ヒラノオート
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部